

「明治七年三宅島噴火災」関係史料の形成過程

東京都公文書館 史料編さん担当
高木 謙一

はじめに

東京都公文書館では、『東京都公文書館資料叢書』第1巻として「明治初年の伊豆諸島」を令和6年（2024）3月に刊行した。本書に収録した史料群は、当館所蔵の江戸明治期史料で、その性格は大きく二つに分けられる。まず明治初期、島々を管轄していた県・府の官員が伊豆諸島に渡海し、島々を巡って調査を実施した記録であり、もう一つは当時の明治政府による指針やその後の巡島調査にともない、島内の村々が戸口や産業・風俗などを記録した大概帳の写し、いわゆる明細帳である。

本稿は、これらの史料の一部を紹介しつつ、若干の考察を加えたものである。

1 明治初期行政区画の変遷

慶応4年（1868）4月14日、伊豆諸島を管轄していた旧幕府代官の江川太郎左衛門（英武）は、旧領地である武蔵・相模・伊豆および伊豆諸島の統治を許され、翌明治2年（1869）7月19日に葦山県権知事に任じられた。この時、英武は16歳であり、先代の英龍（坦庵）の配下であった柏木忠俊が大参事として補佐した。

明治4年7月、太政官は産物会所を廃し、従来の物産の仕法を解く旨を布達した。これは、これまで助成金を島々の窮民救助として下付してきたが、生業を怠る流弊があったことを問題視し、輸出する物産を問屋に限らずに売り捌くことで、産業の氣勢が得られることを目論んだのであった。同年11月14日、葦山県は足柄県へ編入され、伊豆諸島も同様に引き継がれた。県知事には先の柏木が就任し、のちに権令、県令となった。さらに、輸出の物産も足柄県の取り扱いとなる。同9年4月18日、足柄県の解体により、伊豆国および伊豆諸島は静岡県に移管され、島々事務扱所は旧足柄県の事務所を借用し、内務省に稟議の上、主務の者が出張するという形となった。

そして、明治11年1月11日の太政官布告をもって、伊豆諸島は東京府へ移管されることとなった。事務引き継ぎにあたり、伊豆諸島の警察事務、難破船及び漂流物・遺失物の取り扱い等は内務省警視局に引き渡すことが通知された。また、静岡県知事大迫貞清は、東京府知事楠本正隆に「事務引渡之条件演説書」を提出し、伊豆諸島の現況や諸政策の方針を説き、楠本は2月6日付で内務卿大久保利通に事務完了を報告した。

この際、「七島戸籍帳」や「各島絵図」など合計310冊・15枚・4括・3袋・1巻が東京

府庶務課に移管された。当館が所蔵する江戸明治期史料のうち、伊豆諸島に関連する文書は概ねこの段階で引き継いだものと推測される。

2 足柄県官員の巡島と三宅島の噴火

さて、明治7年（1874）6月2日、足利県令柏木忠俊は同権大属の石原重庸に巡島調査を命じ、翌日には権少属の開田邦光にも同様に発令した。この調査の概要については、「伊豆各島巡回日誌」¹や「伊豆諸島風土略」²などに記録されている。

調査の目的は、①三宅島の養蚕、波浮港の開墾など、②各島区長・戸長を人選し黜陟すること、③漁業・製塩の利を興し、山野を開拓して茶・桑・楮等を栽培、鉱物を搜索すること、④御蔵島を除いて島々には野生の牛が生息しており、大島には旧幕府より放たれた羊がいるという伝承もあるので、牛・羊・牧畜勸業の目途を立てること、⑤小学校設置には御委託金を下附する主意を論し、日常使用する読み書きなどを習得できるよう島民の学校を設置すること、以上であった。

石原らが、三宅島を訪れたのは明治7年11月7日から20日までのことで、調査の概要については「静岡県官員巡島記」³に記される。特に同年7月3日には、神着村の支郷字東郷において噴火災による被害が発生していたため、当時の見聞記だけでなく、地震史「三宅島噴火記」も収録されている。この明治7年の噴火に関する記録を中心に、当時の被害状況や島民の動向について考察することが本稿の目的である。

三宅島における噴火の歴史については、近い順から『平成12年（2000）三宅島噴火災害誌』⁴、『記録 昭和58年三宅島噴火災害』⁵、『昭和37年三宅島噴火災害誌』⁶、『昭和十五年三宅島噴火記録』⁷といった、当時の状況が克明に記録された刊行物が編纂されており、その被害状況や対応策、住民の見聞記など多くの情報が得られる。

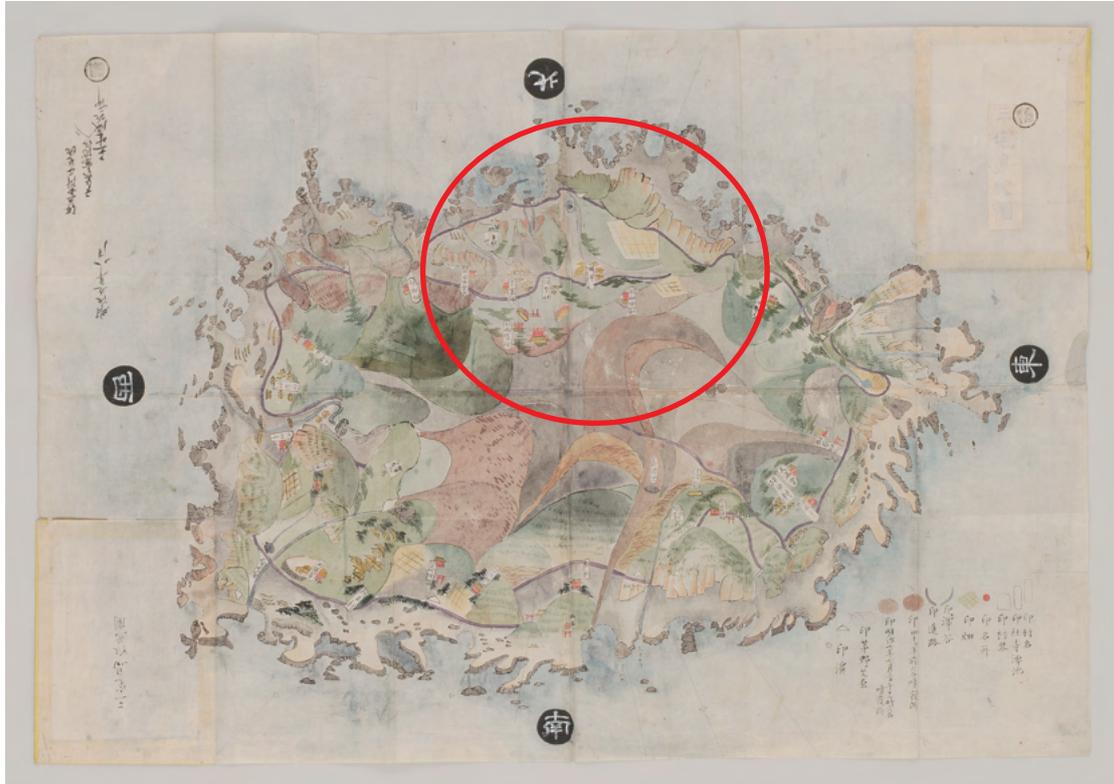
三宅島火山の特徴については、先の昭和58年の刊行物に収録された吉留道哉・金沢茂夫⁸両氏の記事を引用しておきたい。それによれば、「三宅島は東京の南約180kmに位置する火山島で、伊豆七島の中では伊豆大島と並んで活動的な火山としてよく知られる。直径8kmのほぼ円形状で、面積は約55km²の玄武岩～安山岩（二酸化ケイ素50～56%）の溶岩流と火山砕屑物よりなる複式成層火山である。」とあり、また噴火の特徴は、「山頂を中心として放射状に走る多数の地殻構造線上の弱線に沿って割れ目噴火を起こし、溶岩流出を伴いやすいことである。（中略）海岸地域では激しいマグマ水蒸気爆発が起こりやすい。」と記されている。

本稿で主に取り扱う明治7年の噴火災に関する史料は、『伊豆諸島東京移管百年史』⁹や『三宅島史』¹⁰などに掲載されているが、先のようなやや近い時期に発生した噴火に比べて当然のことながら情報量は少ない。それどころか、複数の書き手により筆写されてきた記録が、様々な刊行物に収録されており、どの記録を底本としたのかがわかりにくくもなっている。

この点については、「静岡県引継伊豆諸島書類」¹¹に理由が記されている。明治8年6月に被災地の反別調書が作成され、内務省内に置かれた旧足柄県島々事務所へ提出された。しかし、同年7月に事務所が延焼し、調書が焼失してしまったため、翌9年10月に減免願いが再度提出されることになり、受理されたのは11月1日であった。したがって、被災関係の書類が受理されるまでに少し期間があいているのは、この事務所の火災により一部の書類が焼失していることを念頭に置く必要がある。

郷の山中で噴火。溶岩は北方に流れ、海に5000㎡の新しい陸地をつくる。人家45が溶岩に埋没。1人行方不明。噴火、鳴動は4日後に終わったが、活動は約2週間続く。噴出物総量約 $1.6 \times 10^7 \text{ m}^3$ 。」と記されている。この実態については、次節で詳しく検討していきたい。

〈図2〉三宅島之図 伊豆七島ノ六 656-09-02-06-② (ZE-011)



明治9年8月に三宅島戸長兼地役人である壬生咸次郎によって提出された「三宅島之図 伊豆七島ノ六」〈図2〉によれば、神着村を含む被災箇所範囲は丸で囲んだ辺りと推測される。なお、本図右下に記されている凡例には「四十ヶ年前（天保6年）七月火石噴発所」・「明治七年七月三日午十二時火石噴発所」という記載がみられ、雄山から北へ「湯船神社」・「カミツキムラノ内東郷」に向かって彩色された部分と、南側にも少し彩色された部分が見られるが、やや判別しにくいところがある。

次に、当時の神着村における耕地や貢租について、明治8年の「三宅島大概」¹³を用いて確認しておきたい〈表2〉。

〈表2〉

本 途	25 町	8 反	5 畝	27 畝	5 貫	827 文	
天明六年見取畑	5 町	3 反			1 貫	166 文	
天明七年見取畑			2 畝	18 畝		4 文	7 分
御年貢増永之分					1 貫	292 文	9 分
塩絹葛茅蕨椿油鯉節船運上					3 貫	250 文	3 分
帆別永					1 貫	50 文	
合 計	31 町	1 反	8 畝	15 歩	12 貫	590 文	9 分

三宅島の村々には、本途物成とは別に天明6・7年（1786・87）に開発された見取畑が存在し、また別に運上金と帆別永などが賦課されていた。基本的に稲作には不向きな地質であったため、畑作を中心に粟・芋などを作付けし、余業としては鰹漁をおこなって鰹節を生産し、薪や竹を伐り出しては江戸へ積み出していた。なお、この史料中では被災にともなう減免などの記述はみられない。

被災状況については「静岡県引継伊豆七島書類」¹⁴のうち、①「神着村噴火罹災反別一人別帳」や②「伊豆国附三宅島神着村荒地起返年季之儀ニ付上申」などから考察していきたい。

まず、①「神着村噴火罹災反別一人別帳」は、明治9年9月に作成されたもので、神着村の被災者（名請人）68名・被災場所122筆を調査し、損耗反別とその割合、貢租金について算出したものである〈表3〉。それをもとに作成した、〈図3〉で示されるように、粟畑41.1%、麦畑30%、屋敷地43.5%が被災しており、村民の生活が困難に陥っていたことがわかる。

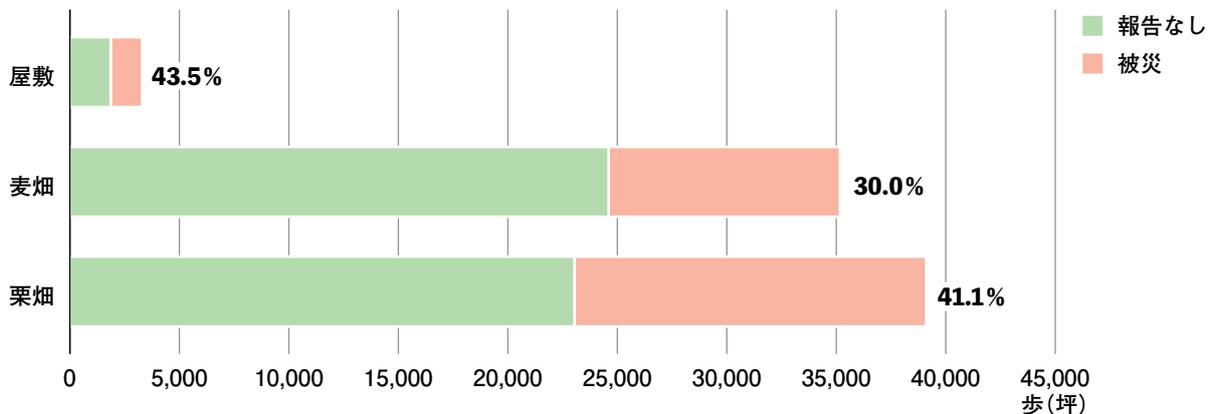
〈表3〉

粟畑	反別	13町		3畝	18歩
	損耗	5町	3反	5畝	12歩
	貢租金 (1反に付5銭5厘)		26銭	3厘	
麦畑	反別	11町	7反	2畝	12歩
	損耗	3町	3反	6畝	28歩
	貢租金 (1反に付3銭)	1円	1銭	1厘	
屋敷	反別	1町		9畝	27畝
	損耗		4反	7畝	24歩
	貢租金 (1反に付2銭3厘)	1円	23銭	1厘	

※麦畑の損耗反別は3町2反8畝19歩の誤りであるが、貢租金は表内の数値で積算されている。

〈図3〉

耕地・屋敷地被災状況



同史料には掛紙が付属しており、それによると、島の畑方は「普通之畑与違ひ該島之義者一毛作之土地柄」であることが原因として述べられている。これについては、先の「三宅島大概」の記述にも触れておきたい。その一部を要約すると、畑地には榛の木を植えて9、10年目に伐採し、榛の木の葉を焼いた後、粟を蒔いて一度収穫し、木や竹の根を掘り取り、麦や芋を作付けたという。こうした過程を経て、地味が良くなると米作をおこなったようだが、早損が生じた際には薩摩芋・稗を作付けていた。場所によっては粟一作にして土壌を荒し、あるいは翌年の芋作までに荒らして、再度榛の木を植える場合もあった。以上の説明からも、本土の「普通之畑」と比べ、作付するまでに10年程度の手間は覚悟しなければならない土地柄であったことがうかがえるのである。

さて、減免に関する願書は「静岡県官員巡島記」¹⁵にみることができる。この文書の表紙には、「明治七年三宅島伊谷村役場原本」の記載がみられることから、同村が保管していたものを東京府庶務課が筆写したと考えられる。次の【史料1】は、明治7年11月に戸長兼地役人壬生成二郎らによって、開墾するまで一定期間の免税を願い出た文書である。

【史料1】

噴火ニ付開発中鋤下年期之儀ニ付願書

伊豆国附三宅島神着村

一、畑反別三拾壺町一反八畝五歩^(拾脱カ)

右者本年七月三日噴火ニ付当村地内書面畑地之内凡八分通岩石変地又者焼砂降埋、深淺ハ御坐候得共凡亡所同様之荒所ト相成、一同途方ニ暮悲歎罷在候、依而者荒所之厚薄ニ応シ、鋤下年限ヲ以免税奉願開墾仕度見込ニ御坐候得共、手広之場所ニ而未見込も立兼候ニ付、追而精細取調之上奉歎願候、右情実御諒察被成下候様仕度、此段前以奉歎願候也

明治七年甲戌十一月

(差出人・宛名略)

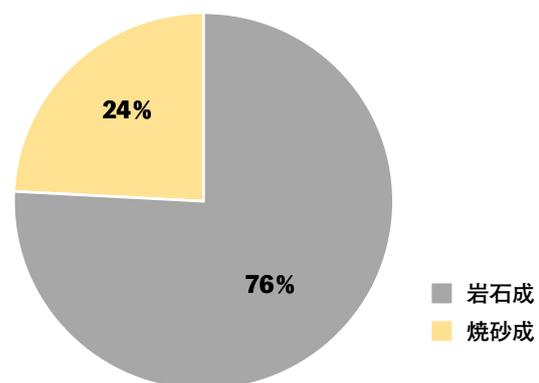
この願書は、同年12月21日の議決をもって受理された¹⁶。その対応としては、明治7年分の地租金は既に旧足柄県において納め済みとなっていたため、この分を7・8両年に分割して上納とみなすことが通知された。すなわち、地租金30円27銭8厘のうち金27円77銭3厘を7年分とし、残り2円50銭5厘を8年分の地租としたのである。

続いて、②「伊豆国附三宅島神着村荒地起返年季之儀ニ付上申」をみると、畑・屋敷地が何による被害を受けたのか、二種類に分けて記されており、〈図4〉のように示される。その内訳は、一つ目が「岩石成」で、二つ目が「焼砂成」であった。

前者は、溶岩・溶岩流そのものによる被害、もしくは耕地を覆ったマグマが固まったり（火成岩）、堆積したものが固まったりする（堆積岩）

〈図4〉

被害状況の内訳



岩石化によるものである。後者は、火山灰が耕地に降り積もる被害を指していると考えられる。〈図4〉のように、「岩石成」の割合が多く占めているのは、村が噴火口から近い距離にあったため溶岩・溶岩流による被害の方が多かったのではないかと推察される。しかし、火山灰による被害は一定期間継続して発生した可能性もあり、後日になってから影響が生じたこともうかがえよう。

明治10年3月、戸長兼地役人の壬生と神着村副戸長の井上正義により、岩石成による被害は当年から明治15年までの9年間、焼砂成による被害は同13年までの7年間の免税を上申した。さらに5月17日になり、静岡県令の大迫貞清は大蔵大輔松方正義に、太政官203号事務章程下款第16条により年季中の免税を上申し、おそらく認可されたものと思われる。

なお、今回の明治政府による救済措置は、江戸時代における「御救」とさほど大きな違いはないと推察されるが、比較検討するに至らなかったため今後の課題としたい¹⁷。

4 巡島記録にみる島民の動向

先にも提示した「三宅島噴火記」¹⁸は、噴火が発生してから島内でどのような現象が起き、それに対し島民がどのような行動をとったのか、記されている。次の【史料2】では、その概要を下線部①～⑩で順に確認していきたい。

①明治7年7月3日正午、山の上から地殻運動が発生しその響きは迅雷のようであった。②即時に雄山の半腹辺りから5尺程（約151.5cm）の大小石が噴出し空中に飛来した。③東郷の村民は本村に逃れ、さらに伊豆村にも退去した。農事中の者は本村または坪田村に逃れた。④近辺で炭焼業に従事していた10人程の生死が不明である。⑤東郷30軒程が積礫に埋没した。⑥阿古村ではわずかな地震とみえ、午後3時の文書で報された。⑦翌4日、坪田村の方へ焼け広がる。⑧副戸長青沼元右衛門・前田道雄の書翰には去る2日夜に当島の絶頂にて炎火が見え、三日夜に強大となったとある。⑨7日午前10時より雨が降り、一同安喜し穏やかになる。8日鎮静し数か所煙発は見えが未だ安心できず。10日益々鎮静し安寧となった。⑩15日、戸長兼地役人始副戸長・社祠其外組頭らで被害地の調査をおこなった。

【史料2】

三宅島噴火記

（前略）

又記

天保七年ヨリ四十年目

一①明治七年歳次甲戌七月三日曇天旧曆相当五月五日正午十二時、三宅島山上山鳴震動ヲ起シ、其響迅雷ノ如シ、②即時雄山西北ノ半服辺ヨリ五尺有余ノ大小火石噴発、空中ニ飛揚シ焰々天ヲ焦シテ日光リナク、③神着支村東郷ノ民、老ヲ扶病婦小幼ヲ負ヒ転々本村ニ遁レ、未本村ニモ難留一同伊豆村ニ退去ス、農業ノ人民ハ鋤鎌ヲ拾ヒ本村又ハ坪田村ノ方へ遁去ル、其声吼牛ノ如シ、④又噴火近辺ニ炭焼業ノモノ十人余逆モ存命覚束ナク覚悟候得共、成ル可ク丈遁見ント本村又ハ坪田村ノ方へ走ル、心走レトモ足不進、漸クニシテ午後六時坪田村ニ着ク、不側ナルカナ（測）大小火石天ヨリ落ルニ撃ルハコト無ク、⑤終ニ東郷三十軒余積礫ニ湮没ス、寔ニ響慄畏慄之至也、夜ハ火焰煌々トシテ天ニ暉キ月ノ昇ルヲ不見、砂石粲然トシテ数フルニ至、人氣茫々トシテ酔ルカ如ク痴ナルカ如シ、

⑥此条阿古村ニテハ纔ノ地震ト存シ、午後三時文通ニ而知ルト言、⑦翌四日同様坪田村ノ方へ焼曠ル、五日少シク鎮リ、然レトモ山上ノ炎発ハ同所一時間々ニ大銃ノ如鳴響ス、⑧六日新島漁船着、副戸長青沼元右衛門・前田道雄両公ヨリノ書翰ニ、去ル二日夜当島絶頂ニ炎火相見へ、三日夜弥強大ニ相見候ニ付、何事之変事有之哉ノ旨尋来ル、諺ニ言灯台元暗ノ訳ニテ、当岐ニテハ二日夜ノ儀存シ候モノ無之上、御蔵島漁舟来ル、同所ニテハ不存由也、当日ヨリ今日迄南東ノ風、⑨七日北風晴、前十時ヨリ雨、一同安喜ス、穩也、八日同風弥々鎮静、数ヶ所煙発ハ同断、然レトモ未夕安心ナラス、九日西風、十日雨、益鎮静安寧也、⑩十五日南風晴、場所見分戸長兼地役人始副戸長・社祠其外組頭行見ルニ、縦横三四十町一撮ノ土砂ナク、一円広漠ノ磧礫トナリ、海面ハ岸ヨリ縦四五町横十四町許リ陸地ト齊ク一円ノ磧礫トナル、是海底ヨリ沸騰セシモノト見ユ、耕地山林青葉無之、中ニ一畝計リ点々草木依然タルアリ、是奇中ノ奇也、焦石ニテ耕地林叢ヲ埋ム、平地ハ山又山凹凸変換ス、亦数十町坪田村ノ部内ニ及フ、埋ル所浅深差アリ、鳴時是地中越歴ノ所為トハ申ナカラ真ニ恐ルベキノ地妖也、茲ニ流囚越後国頸城郡花ヶ崎村ノ産伝右衛門ナルモノ噴火近辺ニ炭焼罷有、遂搜查ト雖モ行衛相知レス、此ノ一人ノ外幸ニシテ無恙

八月六日南風、罹災絵図面用ニ付海中ヨリ見極メノ為副戸長長谷川佐次右衛門並ニ石井久三、若林三省舟行ス、石炭ノ気硫黄ノ気アリ、其臭鼻ヲ突、岸ヨリ洋中へ五六町海水湯ノ如、磯辺ハ更ニ烈シクシテ手ヲ入ニ難シ、臭風頬ヲ焦スカ如シ、当日ヨリ三十五日ニ至ルニ如是荒増記ル者也

(中略)

明治七甲戌季十一月、伊豆国附三宅島神着村支郷字東郷噴火変地之境ニ臨聞見スル処之略

島吏言、本年七月初三正午十二時、頓ニ山鳴震動ヲ起シ、即時雄山島中第一ノ高山ノ西北半腹ノ辺ヨリ起リ、東郷居村及ヒ耕地山林海中ニ至迄地火炎ヲ噴キ、砂石空中ニ飛揚シ焰々天ヲ焦シテ日光ナク、轟々地震テ嶋飛ハント欲ス、東郷ノ民老ヲ扶ケ幼ヲ負ヒ辰辰本郷ニ遁レ来ル、流囚伝右衛門一人ノ外幸ニシテ恙ナシ、蓋シ其災山上ヨリ順次山脚ニ及フニ因ルト云、後十五日ヲ亘リ漸ニシテ稍収ル、戦栗之テ其所ヲ見ル、一円広漠ノ磧礫トナル、現ニ此ノ如シト云、噴火鳴動ハ四日ヲ過テ止ムト云、今日撃スル所曾テ聞ク処ニ異ナリ、真ニ驚ク可ク恐ル可キノ地妖ナリ、其磧礫界トナル縦横凡三四十町一撮ノ土砂ナク、岩石地上ニ峙ツ者一丈乃至二丈、其塊ノ形タル怒濤ノ岸ヲ嚙ム如キモノアリ、或ハ剣戟ヲ立ル如キモノアリ、種々ニシテ形容ス可ラス、其ノ塊ノ性タル石質ニシテ堅緻ナラス、鎔鉄滓ノ如ニシテ石炭ノ気硫黄ノ気アリ、其臭鼻ヲ突キ各所烟ヲ吐ク、按スルニ炭硫ノ気土中ニ伏シ終ニ沸騰シ、炎気散ルニ随ヒ凝結塊ヲ為スモノト見ユ、其海面ハ岸ヨリ縦四五町横十四五町許リ、陸地ト齊ク一円ノ磧礫トナル、是底ヨリ沸騰セシモノト見ユ、且陸地磧礫中方丈若クハ一畝許リ点々草木依然タルアリ、是奇中ノ奇ナリ、其飛揚スル処ノ碎屑東ニ降り、耕地林叢ヲ埋ム、亦数十町隣村坪田ノ部内ニ及フ、深浅差アリ、其埋ル所ハ数年ノ後開墾ノ功モ成スヘケレトモ、其磧礫ハ永ク無用ノ地タルヘシ、嗚呼東郷ノ民何ノ罪カアル、慘然襟寒シ

余輩奉命巡豆之諸島、其所急者在檢当島罹噴火災也、因聊記所其見聞以

一与島吏壬生子宜蔵以為後証

明治七甲戌年十一月十日誌於三宅島

足柄県権大属石原重庸朱印

足柄県権少属開田邦光朱印

続いて、噴火が発生してから13日後の被害状況も記されている。以下、概要を述べていく。縦横3,40町（約0.3～0.4km²）一握の土砂なく一円広漠の礫礫となっていた。海面は岸から縦4,5町・横14町（56～70町、約0.56～0.69km²）の陸地となり、一円礫礫となった。海底には沸騰している様相が見え、耕地・山林には青葉が無く1畝程（約99m²）点々と草木のみ残った。これは奇中の奇である。焦石により耕地・林叢を埋められ、原地は山又山のこぼこになった。また、数10町先の坪田村の部内にも被害が及び、埋まった所浅深に差が生じた。流人である越後国頸城郡花ヶ崎村（高田藩領）の伝右衛門なる者が噴火近辺で炭焼きをおこなっており、行方不明となった。

また、8月6日には以下のように記される。罹災絵図を作製するため副戸長長谷川佐次右衛門・石井久三・若林三省が船で現地へと赴いた。周囲は石炭・硫黄の気があり、その臭いは鼻を突くものであった。岸より洋中へ5,6町の海水は湯のようで、磯辺はさらに烈しく手を入れ難いくらいであった。その臭いや風は頬を焦すようである。この記事は発生から1か月以上経過した後のものであるが、依然として噴火災の疵痕は深く刻まれていたことがわかる。

『昭和十五年三宅島噴火記録』¹⁹に掲載されたほぼ同じ内容の別史料によれば、文末に「筆者 若林三省 六十二翁」と見える。この史料の「註」によれば、若林三省とはどのような人物であるか疑問だが、一説に壬生家の前当主である壬生成次郎翁の仮名ではないかという推測が立てられている。

また、「静岡県引継伊豆七島書類」²⁰や「明治八年静岡県引継伊豆諸島風土略」²¹には、明治8年2月足柄県令柏木忠俊に提出した石原ら上申書の中に、若林三省の名前が確認できる。いずれも「学業の件」という項目で、村童に読書・習字・算術等を教授していた村の教育者として知られるが、壬生成次郎翁の仮名であるかは定かではない。

【史料2】の「中略」以降には、足柄県権大属の石原重庸らによる文面も確認できる。その内容は、文言の表現にいくつか修正を加えているだけで、「島吏言」とあるようにほぼそのままの形で上申していたことがわかる。このように、公文書に収録された噴火記録は、あくまで巡島記録の一部として、被害状況の概要を報告する目的に終始していたことがうかがえる。

5 民間所在史料にみる災害情報の変容

次の【史料3～6】は、当館所蔵史料ではなく、『昭和十五年三宅島噴火記録』²²のうち、「七、附録」「二、三宅島噴火記録集」に掲載されたものである。先の公文書に収録された見聞記と諸家など民間に伝わる記録ではどのような違いがあるだろうか。

まず、「三宅島祥異記」をみていきたい。「註」によれば、本史料の出所は旧三宅島島役所または代々地役人を務める壬生家の所蔵本かと推測されているが、原本はすでに散逸し現存していないようである。また、【史料3—①】にあるように「伊豆巡視日録」を引用してい

る点、または各記録を通じて古来の用語は甚だ少なく、「火坑」などの字を用いている点から、明治中期に編纂されたものではないかという推測が立てられている。

本文は、三宅島神着村浅沼竹次郎翁が筆写したものを、地震学者大森房吉による「三宅島噴火記事」²³と対照して訂正・増補したという。なお、大森博士の記事は三宅島地役人壬生咸次郎より謄写したとある。

【史料3】三宅島祥異記

（前略）

明治七年七月三日神着村東郷ノ山中深サ三十余仞ノ池沢（大穴）ヨリ噴火シ焼石ヲ降ラス、
 ①伊豆島巡視日録ニ曰ク、明治七年七月三日暁カタヨリ地シバシバ震動シテ天気蒸スガ如ク焼クガ如ク人皆暑サニ堪エカヌル程ナルニゾ、是タゞ事アル可カラズトテ安キ心モナカリケルガ、正午頃ニ至リテ地底俄カニナリヒバキ百雷ノ一時ニ轟クガ如シ、スワト云程モアラセズ南ノ方雄山ノアタリ火ヲ噴キ出シ、白キ煙漲リ上リテ天ヲ衝キ忽ニシテ広ガリテ空ヲ蔽ヒ、下ヨリ火焰迸リ出デ、千筋ノ電火リハタメク如ク、数丈ノ大石ヲモ高ク飛シテ半空ニ騰ラシメ、或ハ低ク火漿ヲ沸キタギラシ、②一斉ニ北方海ニ向テ押流シ、四十五軒ノ人家ハ云モ更ナリ、鬱蒼タル林木モ離々タル禾田モ見ル見ル焼キ爛ラシ、丘ト思ヒシハイズクニカ砕ケ去リ谷ト思ヒシハ埋レテ焼ケ山トナリ、其後数十日ニシテヤウヤウ勢ヲ減ジ、次第ニウスラギタリト云フ、此日村ノ炭焼ク男、噴火坑ノホトリニアリシガイカガナリケルニヤ終リヲ知ラズ、其余ノ村人ハ皆伊豆・伊谷ノ方ヘ遁レタレバ人命ニ恙ナカリシハセメテモノ幸ナガラ、纔ニ命ヲ全フセシノミニテ貨物ハ云フニ及ズ、衣服ト云ヒ什器ト云ヒ何一ツ取出ス可キ暇ナケレバ、其日ヨリ赤貧洗フガ如クニ至レリトゾ、今其ノアトヲ見ルニ其時ニ焼カレタル樹木ノナホ残リテ、雨露ニサラサレ白骨ノ如ク横ハル者累々娑々トシテ数ヲ知ラズ、残酷惨澹ナルサマ人ヲシテ肝胆寒カラシム、マシテ現時ノ状況ハ聞クモアハレニ又オソロシク今更筆ニモ及ビ難シ、③噴火坑ハ二十町余上ニシテモト池ナリシヨリ、深サ三十尋許アリト云ヘド、今尚イササカ余煙アレバ諦視スルコト能ハズ云々、サルニテモカヽル大災ニカヽリシコトナレバ、其前兆ハナカリシカト問ヘバ、島人モ思ヒ設ケヌコトナレバ、誰トテ予メ意ヲ注グ者モナカリシガ、④今ニシテ思ヘバ其年ハ葉木ノ発芽例年ヨリモ早く、又桃ナンドノ花モ早く開キテ、殊ニ花数極メテ多ク、常ニ異ナルサマナリキ、⑤又噴火ノ前地震タビタビアリケルガ、イツトテモ地ヨリ真直ニ上ヘ突キ上ルヤウニテ左ヘ右ヘトユルハコト少ナク、其勢ハ劇キモ震フ間ハ至ツテ短カヽリキ、コレラハ其ノ前兆ナリシニヤト答フ、本島ノ噴火ハ大島ト異ナリテ一定ノ噴坑ナクシテ、忽然随所ニ頓発スルヲ以テ甚ダ危険ナリ、現存セル火坑七処アリ、火坑坪田村及ビ阿古村ニアルハ径ハ九十歩、深サ水上二十余丈水底測ルベアラズ、海ト通ズト云フ、是正徳及宝暦度ノ噴坑ナリ、又海浜ヨリ二里許リノ山上八丁平ト云フ処ニアルハ、径五十歩、深サ三十許丈ニシテ洞中今猶煙ヲ噴ク、其外多シ

註 三宅島祥異記ト称スルモノハ、旧三宅島島役所又ハ代々地役人ヲ務ムル壬生家ノ家蔵本カ、ソノ何レデアルカ不明デアリ、散佚シテ現存シテ居ナイ。明治七年ノ噴火ニ伊豆巡視日録ヲ引用シテ居ル点、又ハ各記録ヲ通ジテ古来ノ用語尠ク、火坑ナドノ字ヲ用ヒタル点、或ハ明治中期ニ編纂セラレタルモノナリヤト思ハレル。本文ハ三宅島神着村浅沼竹次郎翁（文政二年九月二十六日—昭和九年九月）ノ筆写セルモノヲ、大森博士ノ三

宅島噴火記事ト対照シ訂正増補シタ。尚大森博士ノ記事ハ三宅島地役人壬生成次郎（安政三年七月十四日—昭和十年四月六日）ヨリ謄写送付セルモノニ依ル旨記載サレテ居ル。本文中「壬生氏記録曰ク」云々トハ、次ノ「三宅島御神火之記」ヲ指スモノデアル。

「三宅島祥異記」において興味深い点は、噴火の前兆について詳しく記録されていることである。島民に尋ねたところ、今にして思えば当年の樹木の発芽は例年より早く、桃の花も早く開き、きわめて数が多いという異変が起きていたことを答えている【史料3—④】。また、噴火が起きる直前には、蒸すような焼くような暑さに堪えかねるほどであったという【史料3—①】。さらに、噴火の前には度々地震が起きており、いつであっても真上に突き上げるように、左右に揺れることは少なく、揺れは激しいが震動時間は短かった【史料3—⑤】とあり、いわゆる直下型地震が頻発していたことがわかる。

被害についての追加情報は、溶岩流（火漿）が一斉に北方海へ向い45軒の人家を押し流し【史料3—②】、噴火坑が深さ30尋（約54.5m）の池になった【史料3—③】とある。また、三宅島の噴火は大島と異なり一定の噴坑ではなく、忽然と随所に頓発するため危険であるという特徴も述べられている。

次の【史料4】はやや長文であるが、災害時における村吏の動向がうかがえるため、そのまま引用しておきたい。「註」によれば、この史料は神着村の浅沼元右衛門翁の遺書である「三宅島年代見聞記」より転用されたもので、原文は御家流の平仮名交りであったようだが、編者である浅沼悦太郎が片仮名に直して掲載したとある。また、本文中に見られる三島大明神縁起（三宅旧記）は、昭和15年の噴火の際に浅沼悦太郎が保管し、噴火中の警備のため帰宅できず、家族の者に託し伊豆村へ運んだことにより事なきを得たことが記されている。

【史料4】

明治七年戊七月三日旧曆五月廿八日、当日未申南風ニテ朝ヨリ小雨霧ノ如ク降りテ暖気甚敷凌ギ兼ネル程ノ季候ナリシガ、村内ノ人民農業磯稼^{ヤマドリ}杣取等多クハサツマ芋ノ畑作り島下山ニ出デケルガ、午前八時頃ヨリ時々地震身ニ覚ユルコト数度ニ及ブ、諸人不思議ノ思ヒヲナシ如何ナル災害アルベキヤト案ジ煩ヒケルガ、既ニ正午十二時ト覚シキ頃数百ノ雷一時ニ起リシ如ク鳴り渡り、大地震足元モヨロメク斗リニ起リ、如何ナルコトゾトアハテフタメキ、天地海山四方八方ヲ見廻シケルニ神着村ノ午ノ方前担山（マイビラヤマ、雄山外輪山ノ傾斜面ヲ云フ—編者）ノ麓ナル字大穴ヨリ噴火吹出シ、火勢雲ヲツラヌキ空ヲコガシ黒白ノ強煙リ未申風（西南風ノコト—編者）ニ吹連レ、東ノ方島下山ニタナビキカハル、其中ニ焼砂大雪ノ如クフリカ、レバ畑方磯辺山林ニ居タル人民ソレ山焼ヨ噴火ヨト取ルモノモトリアヘズ子供ヲ背負ヒ足弱ノ手ヲ引キ、帯ノトクルモ知ラズ衣類ノ落ツルモ覚エズ、九死一生走セカヘルトイヘドモ、周章転動シテ足ノ足行モ渉ラズ、漸ニシテ一同村方ニ帰りケルガ、噴火ノアリサマ村方間近ニシテ、即時村内ニ焼ケ掛ルベキ勢ヒナレバ村内ニ居ル事安カラズ、夫ヨリ又親ヲ背負ヒ子ヲ懐キ弱キヲ助ケ隣村ナル伊豆村サシテ立退ケル、其アリサマアハレト云フモオロカナリ、早ヤ其内ニ大穴ヨリ噴出セル噴火字中尾ヲ西境トシ、中ニ東郷ノ人家ヲ取包ミ地中一円ニ煮アガリ、磯辺ナル字前釜小流レノ辺へ焼出シ岬ノ如クニ相成ル、村内ヲ立退キシ人民ハ漸クニシテ伊豆村ニ走着ケレドモ、常ノ出火ト違ヒ地火ノ事ナレバ、コハニ居ルトモ安堵ノ思ヒ更ニナク、今ニモ足モトニ吹き出ス

ベキヤト実ニ命ノ危キコト風前ノ燈ナリ、①就而ハ村用掛（現在ノ村役場ノ庶務、収入役ノ如キモノ一編者）井口甚兵衛ハ字神奈郷ニ農業成シケルガ、此地妖ニ依リテ村方ニ走帰リ極老ノ母并ニ病疾ノ妹ヲイザナイ村内ヲ連れ出シ、是ヨリ伊豆村差シテ参ラレト吾レ伊豆村迄連れ行クベキナレドモ、②勤役ノ身ナレバ村方ノ周旋オロソカニナシガタシ、忠孝ニツナガラ捨テカタキ事ナレドモ、是非ニ及バズイソギ参ラレト云捨テ、時ノ里正（当時副戸長、名主）井上正義役宅（自宅）方ニハセツケケレバ③井上井口ニ向ヒイカツテ曰ク、カハル災害ノ時ニ臨ミ出勤オソカリシトノ、シリケレバ、井口答ヘテ曰、我レ私慾ノ心更ニナシ、老母並ニ病疾ノ妹兩人ヲ助ケ伊豆村道ニ連れ出シ其足ニテ出勤セリ、此後穀類衣類一品ニテモ持出セシト云フ事聞カバ、如何ナル沙汰モアルベキゾ只々孝行ノ片端ヲツクシ其儘コハニ出勤セリ、此上私心アルヤ人命根カギリ村内手配ノ周旋致スベシトテ井上井口龍虎ノ張合、④其以前月番浅岡仲右衛門出勤ナシ、程々ニ周旋ナシケルガ夫ヨリ組頭浜役平松勘左衛門、百姓代野口松次郎（組頭浅沼市蔵ハ伊勢参宮ノ為メ不在ナリ）、組頭浅沼権左衛門、東郷組頭井口六左衛門、若者頭加藤喜八、浅沼又四郎等追々走セ集リ村役所（即役宅、井上正義宅ノコト）ノ書類手早く取マトメ、⑤壬生家ニ持越シ壬生家什宝人皇六代孝靈天皇御宇当島開闢ノ頃ヨリ多年相伝ノ三宅旧記（三島大明神縁起）其他ノ旧記焼キ亡シ成サンコトヲ愁ヘ、大広間ニ取揃ヘ隣村迄モ持ち出サント千々ニ心ヲグクトイヘドモ、⑥カハル動乱ナレバ是ヲ持越スベキ人夫ナク、然ラバ此什宝旧記ヲ失ヒ生き存ヘテイカガ世人ニ顔ヲ合スベキヤ、コノ什宝旧記焼亡成サバ俱ニ落命ナサント決心ナシ、井上・井口組頭ノ面々強氣ノ若者小勢ヲ具シテ此所ニ踏ミ留ル、井口甚兵衛ハ日頃念ズル成田不動尊ヘ祈誓ヲ懸ケ真言ヲ唱ヘ只々島内ノ安全ヲ祈ル、⑦其時壬生家ノ主人戸長兼地役人壬生咸次郎殿（齡十九歳）ハ島務ノ事アリテ阿古村へ出役成ケルガ、噴火ノコト早打チノ注進ニヨリテ伊谷村迄引返シ、伊谷村ヨリ漁船ヲ出ダサセ其船ニ打乗り、伊豆村海岸ニコギ寄セ同村へ上陸ナシ、⑧此处マデ立退カレケル養父壬生美貴公並ニ養母ニ対面ナシ、八十有余ノ御老体ノ恙ナキヲ悦ビ、直様神着村ノ動揺ノ中ニ走着ケ村役人ノ強氣ナルヲ御賞誉アリケレバ、⑨井上井口村役人ノ面々是ニテ一際力ヲ得、村方ニ噴火カハレバ防グカニ及バザレドモ、若飛火ニテ焼亡ノコトモアランヤ、次々人家一般家蔵ノ戸サシモナクアハテフタメキ立退シ、跡ナレバ若哉不敵ノ者来リテ如何ナル悪業モアラント、ワズカ残リシ若者へ下知ヲ伝ヘ村内ヲ警固ナス、夜ノ明ルマデ噴火ノ場所一面ニ天ヲ貫キ黒白ノ烟立登リサナガラ白昼ノ如シ、ヒバキハ大地シンニ異ナラズ石炭ノ如クナル薫リ鼻ヲツラヌキ、其オソロシキコトタトフルニモノナシ、ムカシヨリ噴火数度ニ及ビシトイヘドモ其場所ヨリワズカニ町程ハナレシ間近ナル所ニ踏ミ留リ居ラレシコト、未^(タ)グ其例ヲ聞カズ其夜此所ニ留リシ人数上下十七人ト云フ、夫レヨリ追々日々少シク火鎮リシトイヘドモ、安堵ノ思ヒ更ニナク斯クナス内七日ノ日数ヲ経、噴火ノ跡見分ナセシガ南ハ字大穴ヨリ北ハ字前釜ノ海中ニ突出シ東ハ土佐堀、西ハ字仲尾ヲ堀トナシ、東郷ノ人家四十余戸類形ノナキハ勿論、誰ガ屋敷跡ナル事モ知レズ、一円ノ巖石トナリ聳ユル岩モアレバ、又盤石モアリ谷間アレバ少シク残リタル地所ハエミワレテ、其筋目ヨリ火モエ出シ所モアリ、字土佐ヨリ島下山辺迄凡一里余ノ間焼砂フリツモリテ一円ニ荒地トナル、字風早^{ハウス}峯指山ニヤ焼砂降り嵩ミテ数十丈ノ高山トナル、引続小山数ヶ所湧キ出テ磯部ニハ温泉湧出シ突出セシ岬ハ凡五町程ナリ、猶伊豆村ニ立退シ老若男女ノ人民モ七日ノ日数ヲ経、漸々ニ帰村ナス、然ルニ東郷ノ人民ハ住居斯クノ如ク焼亡ナシケレバ、是非モナクユカリヲ求メ借家ナシ仮ノ住居ニ付

ケリ、然ルニ字オバ山、ナダト、ミモイノ辺ニ少シク作場残ルトイヘドモ道ナクシテ是ニ通フコトアタハズ、殊更坪田村ヘモ往来出来ザレバ井上・井口其他役人ノ工夫ニヨリテ未ダ煙吹出デ、熱氣足ヲコガス斗リナル、内道ノミヲフミワケ持場ヲ定メ丁場杭ヲ建テ、組合トナシ真土ヲ運ビテ敷ナラシ、牛馬ノ往返モ旧ノ如シ、扱本村人ヨリ東郷ノ人民ヘココロザシヲ以テ聊カノ品ニテモ救助ナサムト云フ者アラバ、村役人方ヘ差出ス可シト本村ノ方ニ申告ゲ、本村ノ住民志ヲ以テ雑穀ノ類三俵二俵一俵一斗ト夫々身代ニ応ジ村役人方ヘ差出ス、村役人之ヲ受取東郷ノ人々ヘ人別割ニヨリ渡ス、左モコレナク相對ノ救助ナレバ親類血縁ノ手広キモノハ廣大ノ助力ヲ受ケ、不便ナル者ハ合力薄ク既ニ落命ニモ及ブベシト斯ク取斗ハレシト云フ、東郷及本村共々畑焼潰成シ農業相続出来ガタキモノ少ナカラズ、コレニ依テ井上・井口兩村役人ノ尽力ニテ当今畑持チ面々ヘ懇ニ懇談教諭ヲナシ、分地ヲ出サセ其畑ヲ配与ナシ猶又伊豆・阿古・坪田ノ三ヶ村ヨリ島下ノ畑救助ノタメ借受、其約定噴火巖石ノ場所宇仲尾ヨリ宇土佐迄ノ間開發畑トナル迄期間ナシテ借受、畑ノ持高上中下ニ夫々区分ヲ以テ配与セシ手数イカバカリカ、其上御県庁ヘ申上救助金ヲ賜リ配与ナシ、猶其上救助拝借小屋懸料ヲ願下ゲテ差与ヘ壬生家ヨリ東郷ノ人民救助ノ為メ屋敷ヲ賜リケレバ、是又分量ヲ以テ割渡シ、猶不足ナル分ハ種々尽力ナシテ残ラズ宅地ニ有リ付カセ一人落命ナセシ者ナク、壺戸住居ニ迷ヒシ者ナク、是偏ニ戸長・副戸長・村用掛・村役人ノ尽力行届キシ故ト知ルベシ、其外此事件ニ付テハ尽力セル事数多有ルトイヘドモ、事繁ケレバ中々筆紙ニ尽シガタシ大略ヲ記スルノミ。

註 右ハ神着村浅沼元右衛門翁（文政十二年一月十三日-大正二年七月三十日）ノ噴火見聞記デアツテ幸ヒニ保存サレタ事並ビニ同翁ノ功績ニ付キ永ク感謝セラルベキモノデアラウ。今次昭和十五年噴火ト対照スルニ避難、救護、救恤、警備等ホトンド大小同異デアツテ今更ノ感ガ深い。尚聊カ私記ニ亙ルガ本文中ノ三島大明神縁起（三宅旧記）ハ今次噴火当時編者ノ保管ニ係ツテ居ツタノデ、噴火中編者ハ警備ノ為メ帰宅出来ズ、家族ノ者ノ手ヲ以テ伊豆村ヘ運ビ事ナキヲ得タ。尚コノ噴火記ハ元右衛門翁ノ遺書三宅島年代見聞記ヨリ採レルモノデアル。本文ハ御家流ノ平仮名交リデアルガ片仮名ニ直シテ掲載シタ。浅沼元右衛門翁ニハコノ他ニマダ明治七年噴火以前ノ東郷及畑地及噴火ノ一文ガアリ、之ハ七五調デ以前ノ東郷ノ地ヲ髣髴セシムルモノアルガ省略シタ。コノ文ハ浅沼竹次郎翁ノ筆記スルモノデアル原書ハ解ラナイ。

【史料4】の概要を下線部①～⑨で確認していきたい。①村用掛の井口甚兵衛は、異変を感じて村へと走り帰り老母と病症の妹を伊豆村へ連れ出そうとした。②しかし、勤役の身であるので村方の見廻りを疎かにし、忠孝を捨てることはできず仕方ないと、時の里正であった井上正義の役宅へ駆け付けた。③井上は井口に向かって、災害時に臨み出勤を疎かにしたことを罵り、井口は私慾の心は全くないと答え、穀類・衣類は一品も持ち出していない、如何なる沙汰があっても孝行の片端を尽くしそのまま出勤したと反論し、井上と井口は龍虎の張り合いとなったと書かれている。まさに、家族の救助を優先するか、公務を優先すべきか、葛藤の様子がかがえるのである。

④その後、村方役人らが次々と駆け付け、井上役宅の書類を手早く取りまとめ壬生家へ移した。⑤しかし、壬生家の什宝である孝霊天皇が三宅島を開闢した頃から相伝する三宅旧記（「三島大明神縁起」²⁴）やその他の旧記が焼失することを憂い、大広間に取り揃えて隣村ま

下線部にあるように、井上猶義なる人物は副戸長井上正義の子息「直吉」であり、小笠原大炊助は小笠原兵部大夫もしくは「兵市」を指すと記されている。この2名が鎮火祈願を務め、その信仰が人心の不安を和らげたことは大いなる功績と評価されている。

先に述べた村吏の動向と同様、現代の尺度からいえば、まさに噴火が発生している現地に赴くことは必ずしも正しい行動とは言えない。しかし、三宅島の神職はこの噴火を「御神火」として崇め、命を顧みず対峙することを選択し、その祈りは島民の心に安寧をもたらす行為であったことがわかる。

最後の史料は、『三宅島史』の「第八編 参考の記録」に掲載された書簡である。これは、伊豆村浄土宗普濟院の住職であった池田俊道が、東京の音羽清逸に送ったもので、7月22日の新聞に掲載されたことにより、大衆はこの惨事を知ったという。書簡という性格上、やや誇張された表現や数量に違いが見受けられるが、概ね他の史料と記載される順序に大きな変化がないように思われ、おそらく【史料2・3】などを参照にして記した可能性がうかがえる。

【史料6】三宅島噴火の惨状²⁶

（書簡原文のまま）

本月三日晴天南風、諸民各其業に就く、日脚一二時に至る頃、神着村字東郷の山頭より火脉噴裂し、其音雷の如く地動き戸鳴る、時を移すに従い其勢益々熾んに異雲村を掩い咫尺を分たず砂石雨の如く牛馬数頭立所に斃る、島民一同色を失い家財を捨て老を負い子を携え相叫て西の方伊豆村に走る、其の悲惨騷擾の景、筆舌形容すべからず、午後二時頃より火穴俄に七ヶ所に分れ千万の気車一時に発出するが如し、東郷の人家百軒余潰滅して海岸に衝出し海水沸騰すること六、七里、洲嘴新に突出する五六丁、夜に入て火勢益々甚し、諸人肝落ち魂飛び火洞に入るの想をなし、相呼て之を御神火と云い神仏え参詣無難を祈り或は浜辺に出船仕度をなし村方え焼出しなば伊豆地え渡るべくと待つ者あり、吁神か天か何ぞ此の如きの憂を抱かしむるや、四日火声未絶、烟火の中髣髴として新築の山あり、大小二三須臾火穴復山頭に起る、焼潰の地横一〇町余、豎一里計り、田野変じて砂石となり草木化して畑となる、幸にして人民の死傷少なく、唯炭焼伝右衛門一人斃すのみ、八日に至り尚噴烟止まず、然れども人々少しく安堵の思をなせり、大凡此災損失幾万円なるを知らず、数百の島民一時の活計に苦めり、是僅に目撃する所の万一を記すのみ云々。

おわりに

本稿では、明治7年に発生した三宅島の噴火災について、当館所蔵の史料および既刊の文献に引用された史料から、その被害状況および島民の動向などを考察した。公文書として収録された関係史料からは、耕地や居宅の被害を数値として具体的に確認でき、民間に伝わる史料からは、島民の動向についてより生々しい状況がうかがえた。

共通して言えることは、三宅島の噴火の特徴から、前兆を感じてから噴火が発生するまでの期間が非常に短く、溶岩流や噴出物の被害に遭うまでの時間も早かったことが容易に想像でき、島民の行動も迅速におこなう必要があったことである。

また、三宅島の地質的な事情から、元々作付けするまでにかなりの時間と労力がかかるため、人家や耕作地を復旧させ、日常を取り戻すまでに困難を極めたことはいうまでもない。

その最中、明治政府に対して早急に対応を願うためとはいえ、官員を案内し島内を調査させたことは、島側に相当な負担を課したと考えられる。さらに、江戸時代に巡島した幕府役人らによって作成を命じられた明細帳が、東京府文書の中にも筆写されていたことは、島の歴史文化、産業などを語る上で重要な情報となっていたことを示している。

さて、昭和15年の段階で、明治7年の噴火に関する史料を掲載した意味は何であろうか。「三宅島噴火記録集」の中で编者である浅沼悦太郎は、ある部分では「今次昭和十五年噴火ト対照スルニ避難、救護、救恤、警備等ホトンド大小同異デアツテ今更ノ感が深イ」と否定的に述べ、また違う箇所には「各噴火ヲ通ジテ今次昭和十五年噴火ト同様避難、信心、人心不安等ガ等シク現ハレテ居ル點モ面白イ」と参考になる部分があると捉えている。

そもそも、巡島記録は災害に関わる文書だけを収録したものではない。当時の人々が噴火災も含めて、島の風土や自然とどのように向き合っていたのかを記録したものであり、島の歴史・文化を知る上で貴重な情報源となりうる。いかに時間が経過し、あるいは文明が発達したとしても、このような記録史料が守り継がれることで、我々は現在に活かすべき先人の叡智を探ることができるのである。

- 1 「伊豆各島巡回日誌 明治七年（静岡県引継）」（656 - 12 - 01 - 27）
- 2 「伊豆諸島風土略 静岡県引継 明治八年」（656 - 12 - 01 - 29）
- 3 「静岡県官員巡島記 明治七年」（656 - 12 - 01 - 31）
- 4 『平成12年（2000）三宅島噴火災害誌』（東京都総務局総合防災部、2007年）請求番号：403. B5. 11
- 5 『記録 昭和58年三宅島噴火災害』（東京都総務局災害対策部、1985年）請求番号：T305. 三宅島／防災C24
- 6 『昭和37年三宅島噴火災害誌』（東京都総務局行政部災害対策課、1964年）請求番号：T305. 三宅島／防災C26
- 7 『昭和十五年三宅島噴火記録』（編集者 東京府大島支庁嘱託 浅沼悦太郎、発行所 六人社、1942年）請求番号：T305. 三宅島
- 8 気象庁地震火山業務課火山室
- 9 『伊豆諸島東京移管百年史』（伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会、1981年）
- 10 『三宅島史』（三宅島史編纂委員会、1982年）
- 11 「静岡県引継伊豆七島書類 稟議租税部 明治壬申ヨリ」（656 - 12 - 01 - 33）
- 12 左：『記録 昭和58年三宅島噴火災害』／右：『平成12年（2000）三宅島噴火災害誌』よりそれぞれ引用
- 13 「明治八年 三宅島大概」（656 - 12 - 01 - 08）
- 14 前掲史料11に含まれる。
- 15 前掲史料3に含まれる。
- 16 前掲史料11に含まれる。
- 17 例えば、「静岡県引継伊豆七島書類」（656 - 12 - 01 - 28）の中には、極難の者に対して救助金や麦を義捐した者に褒賞することを上申した文書がみられる。義捐者には近隣の村々だけでなく下小金井村の関小次郎の名前も確認できる。
- 18 前掲史料3に含まれる。
- 19 前掲参考文献7に同じ。
- 20 静岡県引継伊豆七島書類（656 - 12 - 01 - 28）
- 21 明治八年静岡県引継伊豆諸島風土略（656 - 12 - 01 - 29）
- 22 前掲参考文献7に掲載
- 23 大森房吉「豆南諸島噴火ノ歴史」（一 伊豆大島三原山噴火概報 第三章）『震災予防調査会報告』第81号所収（震災予防調査会、1915年）
- 24 「三嶋大明神縁起」は「三島記」とも呼ばれ、三宅島地役人および代々神主を務める壬生家に伝来した貴重な文献史料として現存している。詳細は、三橋健「三嶋大明神縁起」（『國學院大學紀要』第16号、1978年）などを参照されたい。
- 25 前掲参考文献7に掲載
- 26 前掲参考文献10に掲載